

平成22年(行コ)第195号 分限免職処分取消控訴事件

控訴人 足田 哲也

被控訴人 東京都

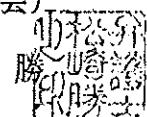
答弁書

平成22年9月1日

東京高等裁判所第14民事部イA係 御中

被控訴人東京都（代表者兼処分行政庁東京都教育委員会）

訴訟代理人 弁護士 松崎



指定代理人 中野多希



同 小林宏



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否及び反論

1 同第1「はじめに」について

(1) 同1について

ア 同(1)について

(ア) 控訴人の本項の主張中、最高裁昭和48年9月14日判決が、大要、控訴人主張のとおり判示していることについては特段争わないが、「したがって、同法28条1項3号所定の処分事由について、「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、本来、極めて例外的、限定的に解されるべきものであるはずである。」との主張については、控訴人主張の「極めて例外的、限定的」との表現が具体的にいかなることを意味するかは不明であるが、控訴人の主張が、分限免職処分などおよそ出来ないものであるとの主張であれば、これは否認ないし争う。

(イ) あらためて述べるまでもなく、地方公務員については、「この法律で定める事由による場合でなければ」との前提に、「その意に反して免職されない」という意味での「身分保障」が認められている（地公法27条2項参照）のであるが、地公法27条の上記条項から明らかなどおり、地方公務員の身分保障といつても、いわゆる「絶対的なもの」として認められているわけでは決してないのであり、控訴人の本項での主張が、地方公務員の身分保障は絶対的なものである、との主張を含むものであるとすれば、その誤りは明らかであることを被控訴人としては指摘する次第である。

イ 同(2)について

(ア) 控訴人の本項の主張中、原判決の認定、判示部分については特段争わないが、控訴人の主張が、原判決が誤っている、との主張であればこれは否認ないし争う。

(イ) 原審でも述べたことではあるが、平成15年10月当時、小平第五中学校では、平成15年9月3日の新聞報道（乙第26号証の1ないし4参照）

を契機として、保護者らから控訴人の問題行動を指摘する声が上がっており、PTA役員会代表から小平市教委及び小平第五中学校宛てに、平成15年9月25日付け「要望書」(乙第27号証)が提出されていたのであり、上記「要望書」において「少なくとも来年平成16年3月末日までは疋田教諭を教壇に立たせないでいただきたい。」との「要望」が出されており、小平市教委としては、控訴人を教壇に立たせない措置をとらざるを得ない状況にあったのである。

(ウ) 小平市教委としては、上記小平第五中学校の状況を踏まえ、甲第54号証の職務命令を小平第五中学校の校長宛てに発出しているし、小平第五中学校の澤川校長は、甲第54号証を踏まえ、甲第55号証の職務命令を控訴人に発出しているのであり、最高裁平成3年4月26日判決(労働判例587号6頁)の判旨からしても、上記職務命令は何ら不当なものでないことは明らかであることを被控訴人としては付言する次第である。

ウ 同(3)について

(ア) 控訴人の本項の主張中、控訴人の主張が、平成15年10月6からの研修(現任校を離れて行う「校外研修」である。)について、被控訴人が全く考慮せずに本件処分をなしたとするものであればこれは否認し、被控訴人において「考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断」したものであり、本件処分が違法であるとの主張は否認ないし争う。

(イ) なお、原審平成19年12月7日付け被告準備書面(1)、7頁以下でも主張したとおり、上記研修は地教行法45条1項にもとづくものであるが、法的に義務付けられた研修ではないし、証人佐藤の証言(甲78)から明らかなどおり、被控訴人は、控訴人の研修について、小平市教委から口頭ではあるものの報告は受けていたものである(甲78、222項参照)し、そもそも小平市教委としては、控訴人の研修については、「原告は、時間

に遅れるということもなく、無断で休むということもなく、支障なく正常の研修をこなしていた。ただ決められたものをこなすということで、それ以上のものでもそれ以下のものでもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る、そういうた材料ではない」と判断していた（甲81、33項）のであり、それ故、平成16年2月3日付け内申（乙6）を行っていたのであり、被控訴人としては、控訴人の研修をも考慮して本件処分をなしているのであり、控訴人の主張の失当たることは明らかである。

(ウ) ちなみに、原判決も判示（原判決65頁参照）するとおり、平成19年法律第98号による改正後の教育公務員特例法25条の2は「指導改善研修」を法的に義務付けているが、控訴人には上記教育公務員特例法25条の2は適用されないのであり、控訴人の研修は法的に義務付けられた研修ではないことを念のため付言する次第である。

二 同（4）について

(ア) 控訴人の本項の主張中、岡山地裁平成21年1月27日判決（甲208）及び広島高裁岡山支部平成21年12月24日判決（甲224）が、控訴人主張のとおり判示していること自体については特段争わないが、控訴人の本項での主張が、上記裁判例の判示を根拠に本件処分が違法である、と主張するものであれば、これは否認ないし争う。

(イ) あらためて述べるまでもなく、上記裁判例は、地教行法47条の2が規定するいわゆる「指導力不足教員」に関する判示、判断であるのに対し、本件は、地公法28条1項3号が規定する「適格性欠如」が問題となる事案であり、同一に論ずることなど絶対に出来ないものなのである。

(ウ) ちなみに、すでに原審でも述べたとおり、地教行法47条の2が規定する「指導力不足教員」制度とは、「分限免職等に至るほどではない」（乙56、2頁には、平成13年法律第104号により地教行法47条の2が新設された理由として、「指導力が不適切な教員について、より適切に対応

することができるよう、分限免職等に至るほどではないが」と明記されている。) 教員に対し、研修等を行って、指導技術の向上を図るとともに、研修等により指導技術の向上が認められない場合には、「事務職への配転」を図ることを可能とする制度なのであり、控訴人の本項の主張は、地教行法47条の2が規定された趣旨について言及することなく主張している点において、失当たることは全く明らかである。

オ 同(5)について

- (ア) 控訴人の本項の主張中、控訴人が「指導力不足教員」と認定されたものでないことは認めるが、「控訴人は見事に、解決の糸口をつかみ変身を遂げたのである。」等、平成15年10月6日からの研修において、充分な研修成果が得られた等の被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認しないし争う。
- (イ) 原審平成22年1月27日付け被告準備書面(5)、7頁でも指摘したとおり、何人も否定し得ない客観証拠である乙第30号証の1ないし5(本証は、インターネットで公開されている「駅すぱあと」から、人事委員会で控訴人本人尋問が行われた平成18年7月27日(甲82参照)の直前に、いわゆる「弾劾証拠」として使用すべく、必要部分をプリントアウトしたものである。)からすれば、控訴人の小平第五中学校への通勤時間は、多く見積もっても「70分程度」であるにもかかわらず、控訴人は2010年(平成22年)1月15日付け原告準備書面(9)(いわゆる最終準備書面)20頁において、「また、実際にも、特に朝は混雑のために時間がかかり、片道約2時間の通勤時間を要した。」とさえ主張しているのであり、控訴人が研修により「変身を遂げた」などという主張が全く事実に反するものであることは明らかであることを念のため指摘する次第である。
- (ウ) なお原判決は、控訴人の自宅から小平第五中学校への通勤時間について、

「所要時間はおよそ1時間30分前後である（甲72、73、乙30ないし36）。（原判決35頁参照）と判示し、甲第72号証を引用しているが、甲第72号証についていえば、午前6時、7時の早朝の時間帯であるにもかかわらず、「後払いなので下車するのに5分かかった」、「創価小学校・創価中学校・創価高校・白梅中学校・白梅高校の学生が集中して降り、下車ホームから反対側のホームの改札を出るので駅を出るまでに、10分かかった」等の不可思議な記述がなされている（甲第72号証が事実に反することについて乙第37号証参照）ことを被控訴人としては付言する。

力 同（6）について

(ア) 控訴人の本項の主張中、分限処分と懲戒処分とが異なるものであるとの一般論については特段争わないが、本件処分が「考慮すべき事項を考慮せずになされた処分である」等の被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

(イ) 分限処分に関する訴訟においては、あらためて述べるまでもなく、分限処分当時の任命権者の「その職に必要な適格性を欠く」との判断が正しいものであったか否かについて司法判断がなされるものであるが、すでに平成22年1月15日付け被告準備書面（4）、28頁以下で主張したとおり、分限処分（なかんづく地公法28条1項3号の「適格性欠如」の部分）においては「職員の「状態」が分限事由」とされているのであり、処分理由の微表事実の追加、差替えも許されるのみならず、「(五)本訴提起の行為についての主張には、行為の性質からすれば、原判決説示のように軽視してよいものではない。それは、本件降任処分後の行為ではあるけれど、右処分の事由は個々具体的の行為ではなく、その職に必要な適格性を欠くことであるから、少なくとも、上告人主張の被上告人の各行為のうち右処分以前になされたものを不適格性の微表とみうるか否かを判断するための資料となりうるものというべきである。」（最高裁昭和48年9月14日

判決、民集27巻8号933頁参照)とされているのであり、控訴人の本項の主張は、分限処分の上記特殊性について何ら言及することなく主張している点において失当であるのみならず、被控訴人は、小平市教委から、口頭ではあるものの、控訴人の研修態度等について報告を受け、控訴人の研修態度等をも検討のうえ、本件処分をなしていることからすれば、控訴人の主張は事実に反するものであることを被控訴人としては指摘する次第である。

(2) 同2について

ア 同前文について

(ア) 控訴人の本項の主張中、保護者らにとって、「原判決の結論はなんとも理解しがたいところである。」等の主張は全て否認ないし争う。

(イ) 原審において、控訴人が証人申請した証人田中昭子(保護者)は、被控訴人がいかなる事実にもとづき本件分限免職処分をなしたかについて、「そのことについては、詳しくは無論知りません。私は西中の親ですのです。」と証言し、被控訴人がいかなる事実にもとづき本件分限免職処分をなしたかを知らずに証人として法廷に出廷した旨を証言しているし、「うそついた教員は問題教員であるということでよろしいでしょう。」との被告代理人の質問に対し、「はい。」と明確に証言している(田中証人調書20頁参照)のであり、本件分限免職処分の徵表となった事実を正しく認識すれば、保護者らにとって「原判決の結論はなんとも理解しがたいところである。」などとの主張の失当たることは全く明らかであることを被控訴人としては指摘する次第である。

イ 同(1)について

(ア) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

(イ) 原判決がいみじくも認定するとおり、控訴人には、教育公務員として必

須な「正直さ、誠実さ」に欠ける素質、性格が存在するのであり、まさに「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかであり、控訴人の本項での主張は失当の一語に尽きるものである。

(ウ) ちなみに控訴人の本項での主張は、要するに、部活動の指導などを熱心に行っていた（なお、あえていえば教員としては当然のことである。）ことからすれば、生徒B（及び保護者）に本件確認書の作成を依頼するという「卑劣であるとの非難を免れない行為」（原判決59頁参照）も許されるというものなのであり、まさに「自己保身」の主張以外のなにものでもないことを被控訴人としては指摘する次第である。

ウ 同(2)について

(ア) 控訴人の本項の主張中、「控訴人については処分歴すらない。」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

(イ) 原審平成20年12月15日付け被告準備書面（3）5頁でも述べたとおり、控訴人は平成11年11月には小平市教委から、授業において乙第42号証を使用したとして「厳重注意」処分（市町村教委による「服務監督上の処分」）を受けているものであるし、証人井戸川の証言（井戸川証人調書 4頁以下参照）から明らかなどおり、久留米西中時代から「私物の件」「体罰の件」等を問題とされてきたのであり、控訴人の本項の主張も事実に反するものであることは明らかである。

(ウ) なお被控訴人としては、乙第41号証（告発文）を「出所不明の怪文書（乙41）」と主張すること自体、まさに「自己保身」の主張以外のなにものでもないことを指摘する次第である。

(3) 同3について

ア 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う

イ 乙第21号証（平成15年12月24日付け事情聴取書）4頁以下から明

らかなとおり、控訴人自身、生徒Bに対し、「右手で左ほほを平手で三回位たたきました」「左手で、怒りにまかせて生徒Bの右ほほをしっかりしろよという気持ちで、生徒Bの右ほほをたたきました。」「右手で、左ほほを5～6回たたいた。」と述べているのみならず、「俺の時間を返せ、親の金を返せ」と発言したことも述べているのであり、上記行為が「体罰」にあたらないと認識していたなど全く失当たることは明らかである。

ウ なお、試合に負けた中学3年生の生徒に対し、「俺の時間を返せ、親の金を返せ」と言って体罰を加えることが、生徒の心をいかに傷つけるか、控訴人は生徒の心を理解するという教員として最も大切なものが欠落しているといわざるを得ないことを被控訴人としては指摘せざるを得ないのである。

(4) 同4について

ア 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ なお、原判決は、証拠をもとに、控訴人の行った行為（事実）を認定して判示しているのであり、「事実認定のあり方は、裁判所の事実認定としてはあまりにもお粗末と言わざるを得ないものである。」との主張の失当たることは全く明らかである。

2 同第2「控訴人も含めた教育現場における体罰認識について」について

(1) 同1について

ア 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ なお控訴人の主張は、要するに、生徒Bに対する体罰について、「強い指導」ないし「強度のスキンシップ」と認識しており、許されるものと考えていたと主張するものようであるが、控訴人において、真実、上記のとおり認識していたのであれば、原審でも述べたとおり、平成15年8月27日の被控

訴人による事情聴取の際に、真実（事実）をありのままに述べたうえ、「強い指導」ないし「強度のスキンシップ」と認識している旨を述べればよいのである。

しかし、控訴人は、被控訴人（より具体的には、佐藤管理主事）の質問に對し、生徒Bの「両ほほに手を当てこちらを向きなさいと顔を上げさせました。」「両ほほに手を当て、私の方に顔を向けさせて話を聞かせました。」（乙第20号証4頁参照）と述べているのであり、前記乙第21号証4頁の記述とは全く異なることを述べているのであり、控訴人の本項での主張が事実に反するものであることは全く明らかなのである。

ウ なお控訴人の本項の主張についても、まさにまさに「自己保身」の主張以外のなものでもないことを被控訴人としては指摘する次第である。

（2）同2について

ア 控訴人の本項の主張中、「原判決は、学校現場における「体罰」認識の混乱の実情を全く理解しておらず、ことさらに控訴人の体罰を特別視し、控訴人特有の問題として控訴人の教員としての適格性欠如に短絡的に結びつけてしまっている。」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ なお控訴人は、甲第17号証（「懲戒・体罰の法制と実態」）をもとに本項の主張をなしているが、上記甲第17号証の発刊日は「1992年12月10日」であり、生徒Bに対する体罰事件（平成15年5月5日）の約15年も前の文献なのであり、上記一事のみからして控訴人の主張の失当たることは明らかであるのみならず、そもそも甲第17号証は、その「はしがき」から明らかかなとおり、「体罰」が許されないものであることを論じていると考えられるのであり、甲第17号証を根拠とする控訴人の主張は、まさに「牽強附会」の主張と指摘せざるを得ないものである。

ウ ちなみに、学校現場において「体罰」認識の混乱など存在していないのであり、控訴人の本項の主張も、まさに「自己保身」の主張以外のなものでも

ないことを被控訴人としては指摘する次第である。

(3) 同3について

ア 控訴人の本項の主張中、「むしろ体罰に当たる行為が推奨すらされていたこと、それにより控訴人を含む多くの教員が誤解をしていたことについて、原判決は全く見落としている。」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ 被控訴人において、「体罰に当たる行為を推奨したことなど絶対にないし、体罰が許されないものであることを多くの教員が誤解していた事実など絶対にないし、控訴人主張の東京高裁昭和16年4月1日判決（判例時報1007号31頁）は、強度のスキンシップを推奨しているわけでは決してないのであり、控訴人の本項の主張は、まさに失当の一語に尽きるものであることは明らかである。

ウ ちなみに、控訴人は本項において、自己の主張の根拠として甲第200号証（但し、正確には甲201号証であると思料する。）をもとに主張しているが、甲第201号証3枚目には、

「要するに判決は、「スキンシップよりもやや強度の外的刺激」に教育効果を認め、

① そうした有形力の行使にあたって教師が個人的感情を抑制することに配慮し、かつ、

② その行為の程度もいわゆる身体的説諭・訓戒・叱責として、口頭によるそれと同一視してよい程度の軽微な身体的侵害にとどまる場合に、その有形力の行使を許容してよいというものである」

と記載されているのであり、控訴人の生徒Bに対する有形力の行使が体罰そのものであることは、甲第201号証からしても全く明らかである。

エ なお、控訴人はI君への体罰について、「襟首を掴んで壁に押しつけたというものであり、これはほぼ平成21年4月の体罰容認の熊本体罰事件の最高

裁判決の事案に相当する。」と主張しているが、最高裁平成21年4月28日判決（最高裁ホームページ）の事案は、判決文によれば、被害者は小学校2年生の男子児童であり（乙第51号証参照）、言葉による説教がむずかしい突発的事案であったのに対し、I君は中学2年生であり（乙51参照）、控訴人において何らかの指導をI君に対する必要性があったとすれば、まさに言葉による説教がなされるべき事案だったのであり、最高裁平成21年4月28日判決の事案とI君への体罰の事案とは全く状況が異なるものであり、これまた控訴人の主張はまさに失当の一語に尽きるものであることを被控訴人としては指摘する次第である。

（4）同4について

ア 控訴人の本項の主張中、生徒B（及び生徒A）に対する体罰について、「体罰でなく、強い指導。強度のスキンシップである。」と控訴人は当時認識していたものである。」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ すでに述べたとおり、生徒Bに対する体罰は、有形力の行使の状況からして体罰以外のなにものでもないことは全く明らかであるし、控訴人において生徒Bに対する体罰を「強い指導。強度のスキンシップ」であると認識していたのであれば、平成15年8月27日の被控訴人による事情聴取（乙20参照）において、事実をありのままに述べたうえ、「強い指導。強度のスキンシップ」にすぎないとと思っていた旨を述べればよいのであり、控訴人の本項の主張もまさに失当の一語に尽きるものであることは明らかである。

ウ なお控訴人は、本項において、「現場復帰もさせず控訴人を免職にまで追い込んだことは控訴人個人の体罰問題の認識改善の成果を失わせたという点で都教委が控訴人本人にとっても取り返しのつかないことをしてしまったというにとどまらず、東京都の公教育において体罰撲滅のせっかくの機会を失わしてしまったという点で、東京都の教育全体にとって重大な損失である。」

と主張しているが、体罰を行ったうえ、当該体罰をなかったものにすべく、保護者、生徒に「確認書」の作成を依頼する行為（原判決の判示によれば「卑劣であると非難を免れない行為」である。）を行う教諭など控訴人の他には存在しないのであり、控訴人を公務員秩序から排除することがまさに正しい対応なのであり、「東京都の教育全体にとって重大な損失」などでは全くないことを被控訴人としてはあえて指摘する次第である。

(5) 同5について

ア 控訴人の本項の主張中、「しかるに本件分限処分は、控訴人を含め多くの教員が体罰を行わざるを得なかつた状況そして実際に体罰を行つていた状況、およびそれが控訴人については研修によって改められた状況を全くみることなく、本件分限処分が強行されてしまい、更にそのことを原審も追認してしまつた。」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ あらためて述べるまでもなく、被控訴人は、控訴人が体罰を行つたことを理由として本件分限免職処分をなしているものでは決してないのであり、あたかも控訴人が体罰を行つたことのみを理由に分限免職処分をなしたかの如き主張は、まさに失当の一語に尽きるものであることを指摘する次第である。

(6) 同6について

ア 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ 控訴人には、「体罰の件」にのみならず、「私物の件」「自動車通勤の件」等、まさに社会常識に反する特異性（正確には「簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性質等」である。）が存在しているのであり、控訴人の本項の主張もまさに失当の一語に尽きるものである。

3 同第3「体罰の実際の状況及び体罰に至る経緯」について

(1) 同1について

ア 控訴人の本項の主張中、「原判決が認定した各体罰事件の内容については、過大すぎる点がある。」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ 原判決の認定、判示は、まさに正当になされたものであり、決して「過大すぎる」ものでは決してない。

(2) 同2「生徒A」について

ア 控訴人の本項の主張中、生徒Aに対する有形力の行使が体罰にあたらない、ないし、控訴人としては体罰との認識なくして行ったとする点等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否定ないし争う。

イ 乙第23号証（平成16年1月13日付け事情聴取書）3頁から明らかなるとおり、控訴人は、平成15年3月1日（土）午後0時30分ころ、生徒Aが缶ジュースを持っていたので、「二、三歩近づいて足払いをした。生徒Aが床に倒れたので、生徒Aのこめかみ附近を踏みつけ、駄目だっただろと言った。」旨を述べているのであり、「生徒Aのこめかみ附近を踏みつけ」る行為が「教育的配慮」から行ったものなどと評価できないものであることは明らかであることを指摘するだけで充分である。

ウ なお、あらためて述べるまでもなく、生徒Aは中学1年生であり、言葉による説諭が充分可能であるにもかかわらず、控訴人は上記の如き行為をなしているのであり、その主張の失当たることは全く明らかであることを指摘する次第である。

(3) 同3「生徒B」について

ア 控訴人の本項の主張中、生徒Bに対する体罰が「その目的はあくまで生徒指導であり、教育目的に基づくものであり、決して単なる粗暴な行為などではない。」等の主張は全て否認ないし争う。

イ なお、控訴人の本項の主張に対しては、試合に敗れた生徒のことを真に考えるのであれば、「試合に敗れて残念であるが、今後は試合に勝てるよう努力しよう。」と励ますのが本来の姿なのであり、試合に負けた生徒のほほをたたくなどという行為は教育的配慮などとは全く無縁のものであることは明らかであることを指摘すれば充分である。

ウ なお、乙第21号証4頁から明らかなとおり、控訴人は足を生徒Bの頭の上で交差させる時には「俺の時間を返せ。親の金を返せ」とも発言したと述べているのであり、控訴人の生徒Bに対する行為が「教育的配慮」とは全く無縁のものであることは明らかであることをも、被控訴人としては、念のため付言する次第である。

(4) 同4「生徒F・Gに対する体罰」について

ア 控訴人の本項の主張中、「控訴人は謂わば市教委にはめられたことになったものである」等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ 乙第12号証から明らかなとおり、控訴人は、昭和市立昭和中学校でのソフトテニス大会において、ボレーミスをした生徒Gのほほをたたくとともに、一緒のペアであった生徒Fをもたたいたことを認めているのであり、「市教委にはめられていた」などとは失当もはなはだしいものである。

(5) 同5「生徒Iについて」について

ア 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

イ なお、原審において、被控訴人は、平成21年8月17日の口頭弁論において、乙第51号証（岩波陳述書）を提出するとともに、平成21年9月9日付けをもって岩波の証人申請をなしているのであるが、控訴人は2009年（平成21年）9月2日付け「人証及び今後の近行についての原告意見書」を提出し、岩波に対する反対尋問を放棄する旨明言した結果、原審裁判所は岩波の証人採用を行わなかつたものであることを付言する次第である。

(6) 同6「小括」について

全て否認ないし争う。

(7) 同7「更に重要な点を指摘しておく」について

ア 全て否認ないし争う。

イ なお、控訴人は本項において、「ベテランの、生徒指導に熱心な教員ほど、体罰行為を行ってしまいがちという指摘もある」と主張し、「控訴人は、生徒指導に熱心なあまり、体罰を行ってしまったものであり、自分本位な理由から体罰を起こしたわけではない。」などと主張しているが、岩波への体罰についていえば、乙第51号証から明らかかなとおり、控訴人は、校舎4階の第二音楽室で音楽の授業を受けていた岩波を突然呼び出し、岩波に体罰を加えているのであり、控訴人の上記行為は「生徒指導に熱心なあまり」などとは全く無縁のものであることを被控訴人としては指摘する次第である。

3 同第3「研修成果（甲27「研修報告書」から）」について

(1) 控訴人の本項の主張中、研修成果が充分存在した等、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

(2) 原審でも主張していることであるが、例えば「私物の件」について、控訴人は、乙第4号証に写っている「プレイボーイ」誌等の「男性用雑誌」（成人雑誌）に関し、訴状において、「これらの雑誌は、養護の■■教諭に依頼されて、原告を含む男性職員が購入したものである（請求人本人尋問）。」（訴状41頁）と主張していたのであるが、被控訴人が国会図書館で調査し、乙第39号証の1、2を提出し、乙第39号証の1、2の発刊日はいずれも控訴人が小平第五中学校に着任する前の平成10年2月3日、同年3月3日であることを立証した後は、「そこで事情を説明するが、まずこれまで原告は「雑誌等は木幡先生に頼まれて購入したものもある」旨主張し、すべてが「木幡先生に頼まれて購入したもの」とまでは主張していないつもりである。その点

で誤解があったならば訂正する。」（傍点は被控訴人代理人注記。原審2009年（平成21年）2月16日付け原告準備書面1（6）、23頁以下）と主張を変更している（なお、成人雑誌の件については、原審平成22年1月15日付け被告準備書面（4）10頁以下参照）のであり、生徒Bに対する体罰について、当初はこれを全く否定していたものの、生徒Bの父親が真実を述べるとの話を聞き、自己が述べていたことが「虚偽」であることが明らかになることが分かってからは、まさに態度を豹変させていることと全く同様なことを行っているのであり、控訴人の「虚偽性」「隠蔽性」は、何ら変わっていないものであることを指摘し、研修成果が充分存在したとの控訴人の主張は全く事実に反するものであることを指摘する次第である。

4 同第4「「私物」問題について」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なお、控訴人は本項において、「みかん箱160箱というのは、実はたいしたものではない。」などと主張しているのであり、まさに失当の一語に尽きるものであることを指摘する次第である。

5 同第5「自動車通勤問題」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なお、控訴人は本項において、「教育公務員としての信頼をひどく損なう行為を行っているのは澤川校長と岡崎教頭なのである。」と主張しているが、ルールを守るよう職員を指導するのは校長、教頭として当然のことなのであり、控訴人の主張は、まさに失当の一語に尽きるものであることを指摘する次第である。

6 同第6「体罰事情聴取・確認書等」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なおすでに述べたとおり、控訴人の主張は、全て「自己保身」の主張以外の何ものでもないことを指摘する次第である。

7 同7「その他事実誤認」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なお、控訴人は本項での主張も全て「自己保身」の主張以外の何ものでもないことを指摘する次第である。

8 同第8「法律解釈上の問題」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) 原判決がいみじくも認定判示するとおり、小平市教委は、控訴人の研修をも考慮し、平成16年2月3日付けをもって「適正な処分を取られること」を内申している(乙6)ものであるし、被控訴人は、控訴人の問題行動を確認したうえ、「厳密、慎重」に検討して本件分限免職処分をなしているのであり、控訴人の主張の失当たることは全く明らかである。

9 同第6(第9の誤記と思料する)「結論」について
全て否認ないし争う。

第3 被控訴人の主張

- 1 本件については、東京都人事委員会において、平成16年4月23日の申立から、平成18年7月27日の第6回公開口頭審理まで、証人5人の証人調べ（甲77ないし81）、控訴人本人尋問（甲82）を行ったうえ、平成19年1月26日付けの裁決（甲76参照）をなしているし、原審東京地方裁判所においても、平成19年1月の提訴以来、15回の口頭弁論が行われてきたものであり、原判決の認定、判示については、すでに述べたとおり、控訴人の自宅から小平第五中学校への通勤時間の認定については問題があるものの、その他の事実については、正しく事実認定がなされたものであり、原判決が正当なものであることは全く明らかである。
- 2 原判決が、事実にもとづき認定判示するとおり、控訴人がなした一連の問題行動を「相互に有機的に関連づけてこれを評価」すれば、「原告の自己中心的な態度や考え方は、一過性のものではなく、簡単には矯正することのできない持続性を有する素質、性格に基づくものである」であることは明らかなのであり、被控訴人は、控訴人について、「厳密、慎重」に検討した結果本件分限処分をしているのであり、原判決の認定、判示には、何ら違法といわれるべきものは全く存在しないことは明らかなのである。
- 3 被控訴人としては、本件については充分な証拠調べが行われたものであり、控訴人、被控訴人の主張も尽くされたものである（なお、被控訴人の主張については、原審平成22年1月15日付け準備書面（4）、同平成22年1月27日付け準備書面（5）を参照されたい）以上、すみやかに結審のうえ、「控訴棄却」の判決を求める次第である。